

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
1	非常備消防費 (危機管理課)	【目的】 消防団の運営、消防防災活動に必要な経費 【事務概要】 消防団員の報酬、退職報償・公務災害補償の掛金や団の運営交付金など消防団員に関する経費、消防団車両の修繕・燃料、共済掛金、消防防災活動に必要な消耗品・備品の購入、消防関係協会・協議会の負担金等。 (津山市消防団8方面隊、40分団、167部、2,248人)	142,952	消防団は、地域において重要な役割を担っており、特に災害時などには大きな力を発揮してくれる貴重な存在である。そのためにも、団員の処遇改善、施設整備の充実は必要である。 また近年、サラリーマン団員の増加による昼間火災において地元団員がいない、高齢化が進み地域に若者がいない、若者の地域社会離れなどにより、消防団員の確保が困難になってきている等問題が出てきており、より効率的な消防団活動が行えるよう組織見直しプロジェクト会議により見直しを行い、平成21年度から24年度にかけて新体制へ移行する予定である。	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ・消防団組織並びにその運営手法については、効果効率的で地域実情に即した見直しを行なうこと。 (3)説明・意見等 ・他都市に比較して消防団員数が多いため、定数見直しとともに地域均衡を図った組織再編を行うこと。 ・消防団活動の活性化や団員のモチベーション高揚を図るため、先進的な事例を研究し、団員の新陳代謝の促進策や報酬等の固定経費と出動手当等の変動経費を適切に組み合わせた運営手法を研究すること。 ・基本的に消防団の出動回数を減らす取り組みが必要である	(1)実施方針 ・平成21年度中に市消防団運営にかかる実施計画を作成し、組織の見直し・団活動の活性化を図る。 (2)説明 ①組織等の見直しについて ・国の増員方針を受けて、団員定数の削減は行わない方針であるが、各分団の定数及び階級の見直しを実施する。 ・団員数や地域の実情に応じて、消防車両、ポンプ等の効率的な配置見直しを行なう。 ②活性化対策について ・団員の入団促進を図るため、魅力ある消防団づくりを目指し、先進的な事例を研究するとともに、特に若者の入団促進を図るため消防団活動のPRや小中学校への出前講座を積極的に実施していく。また、町内会と協力して団員確保に努めていく。
			142,952			
			1.2			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
2	庁舎管理費 (財政課)	【目的】 公務の適正かつ円滑な執行を確保するため及び市民の利用に支障がないようにするため、庁舎（本庁舎、東庁舎、子どもセンター）の管理を行うこと 【事務概要】 庁舎の適正な管理を通じて、秩序維持や災害の防止、美観の保持等に努める	170,858	直営部分及び民間委託部分についてできる限りのことはしている。庁舎管理は必要不可欠な事業であり、現状のまま継続するほかない。 特に、庁舎は老朽化が進んでおり、近い将来、補修等に今以上の経費がかかることが予想されるが、緊急性を考慮しながら優先順位を決めて取り組んでいく。 さらに、本庁舎及び東庁舎は耐震診断が必要であり、その結果により、耐震改修工事を行わなければならない。耐震工事は緊急性の高いものであるが、相当の経費が見込まれるため、優先度を十分に検討し計画的に取り組む。	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ①清掃業務委託については、抜本的に見直すこと。 ②民間業務委託全般については、積算基準や契約手法等の見直しにより経費縮減を図ること。 (3)説明・意見等 ①清掃業務委託 ・執務室は職員による清掃を原則とし、民間業者への委託範囲は特殊分野に限定するとともに、年8回の庁舎のワックス掛け委託等については必要性を見直すこと。 ・清掃業務にかかる経費を公表し、全庁職員の節減意識の高揚を図る必要がある。 ②民間業務委託全般 ・エレベーターや電気、空調機器等の保守管理業務については、他都市の先進事例や専門家意見を参考に、管理基準や積算基準を見直して、委託料の縮減を図ること ・特殊性等を理由とした随意契約による業務委託について、前年度踏襲の契約は思考停止状態と同じである。他業者の意見、他都市の契約手法等を参考に随意契約を見直し、透明性、競争性を向上させて経費抑制を図ること。 ・支所庁舎の管理についても、庁舎管理の担当責任部署として本庁舎と同様の管理基準がされているかチェックし、指導等の措置を講じること。	(1)実施方針 ・平成21年度、他都市事例等を調査研究し、効率的な管理運営方法を検討する。 (2)説明 ①清掃業務委託 ・清掃業務全般において、指摘事項を踏まえながら、効率化、経費節減などの観点から見直しを行う。 ・職員による清掃については、限られた作業内容であるため、事務効率への影響と経費削減効果等を検証する必要がある。 ・ワックス掛け回数の削減は床材保護等、長期的管理コスト増への影響を十分検証したうえ、判断する必要がある ②民間業務委託全般 ・エレベーターの保守管理業務等、特殊性を理由にした随意契約については、平成21年度中に他都市事例等を調査研究し、見直しを図る。 ・支所庁舎の管理については、支所庁舎の管理担当課に対して技術的な助言指導により、管理基準の整合を図っていく。
			164,872			
			10.3			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
3	賦課徴収費 (納税課) (課税課)	【目的】 ・固定資産税（土地・家屋・償却資産）、都市計画税、個人市民税、諸税(法人市民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税)の賦課を行い、市税に加えて国保料・介護保険料の公平収納を図り、自主財源確保に努める。 【事務概要】 ・固定資産税の土地評価については、実地調査及び登記異動通知に基づき評価額・課税標準額を決定し、また、家屋評価については、新增築家屋の評価、法務局からの異動通知・現況調査により家屋評価額を決定し、固定資産税を賦課する。 ・市民税については、自主申告の推進、申告相談の実施並びに申告書及び給与報告書等により個人市民税の賦課決定を行う。 ・申告課税方式の税目については、未申告の解消に努める。 ・市税収納率向上策については、収納率の目標を年次計画で定め、毎月の調定収納の実績検証を行い、進行管理を実施している。	710,412	・平成13年度あたりから市税収納率が90%を割り込み、県内旧10市の中で低位を推移し、また、全国類似団体の中では中位の状況となっている。 ・国の三位一体改革が進められる中、自主財源確保を喫緊の課題と位置づけ、また収納率の伸び悩む状況に対して全庁的な危機感を持ち、人的補強、現場主義の徹底等により収納率改善策に取り組んで来ている。 ・平成17年度からその効果が現われ始め、19年度は92%までに上昇し、改善傾向にある。 ・一方、経費面を見れば、県内他都市、全国類似団体のなかで、比較的高い賦課徴収コストを要している。	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ①賦課徴収コストの適正化と収納率の向上を一体的に図るため、税務事務の改善にかかる総合的な対策指針及び実施計画等を早急に策定すること。 ②適正かつ公平な市税の賦課徴収には、専門性が高い税務職員の事務対応能力の向上が不可欠であり、人員配置手法も考慮に入れた全庁的かつ組織的な人材育成の仕組みを講じること。 (3)説明・意見等 ①全国類似団体との賦課徴収コスト比較では、津山市の市民一人当りにかかる賦課徴収コストは相対的に高いため、高コスト要因を科学的に分析・解明し、全税務職員が認識されたい。その上で、電算システム導入やコールセンター等の業務委託手法と人的配置を適切に組み合わせ、効率的な事務運営を図るための遂行方策を講じられたい。 また、目標とする収納率については、他都市等の収納率を参考に根拠と説得力のある数値とし、具体的な収納率向上戦略に基づいた業務遂行を推進されたい。 なお、税務事務改善対策指針及び実施計画等においては、賦課徴収コストの適正化並びに納税意識の高揚と市税負担の公平に資する具体的方策を盛り込むとともに、実施手順を明確にすること。 《計画等に盛り込むべきとされた意見》 ・税務事務に係る業務委託と成果効果の検証 ・電算システムや民間業務委託と人的配置の均衡 ・時効及び不能欠損処理の基準の明確化 ・過年度滞納金の徴収及び差し押さえ等の処分方針 ・税務署OB等の採用と歩合給制の導入 ・庁内組織や住民組織を活用した適正課税の推進 ・コンビニ収納やクレジットカード払い方式の検討 ②税務職員は賦課事務・徴収事務ともに高い専門性が求められるため、業務遂行に係る技術やノウハウを組織的に継承できる体制や支援制度を必要とする。特に、職員の資質や在籍期間を考慮した適切な人事配置により、悪質滞納者等に毅然と対応できる税務事務遂行水準を維持すること。	(1)実施方針 ・適正・公正な賦課及び収納業務の推進並びに賦課徴収コストの適正化を図るため、平成21年度末までに税務事務全般にかかる総合的な事務改善指針を策定する。 ・改善等を要する事項については実施計画を策定するものとする。 (2)説明 【税務全般】 ①電算システムのほか、税業務支援手法にかかる費用対効果を検証する。 ②知識・資質の向上を図る人材育成プログラム及び体系的な体制整備策を示す。 【課税課】 ①市税調定額向上のための対策を示す。 ・合理的な課税客体補足手法の検討 ・賦課遺漏、賦課誤り防止策の提示 ②賦課税目ごとの適正人員を示す。 ③税申告体制拡充のための全庁体制を確立する。 【納税課】 ①納期内納付勧奨方策を示す。 ・口座振替の促進、延滞金徴収の厳格化 ②滞納整理の強化策を示す。 ・差押、執行停止のための財産調査、搜索 ③納付機会拡大方策を示す。 ・コンビニ・クレジット収納の導入研究、時間外の納付窓口の拡大 ③一層の民間活力導入策を示す。 ・納税よびかけセンターの活用策 ・税関係OB職員の採用 など
			524,138			
			63.0			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
4	障害福祉費 (障害福祉課) (健康増進課)	【目的】 ・身体障害者、知的障害者、精神障害者に対し、福祉サービスを提供し、自立と社会参加を促進する。 【事業概要】 ・自立支援給付（居宅介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行・継続支援、共同生活介護・援助、施設支援、更生医療、補装具給付、地域生活支援等）、重度心身障害者医療費公費負担事業、特別障害者手当支給事業、障害者移動支援事業、生活支援（一般相談・個別相談等） 等	1, 429, 564	・障害者福祉都市宣言を行い、障害者福祉施策を推進している。 ・同規模の類似都市と比較して、障害者福祉費の負担が多い。 ・障害者1人当り事業費 津山市 類似団体平均 189, 613円 166, 811円 （※調査対象事業分、人件費を除く） ・民間事業者が、2ヵ所の精神病院のほか多くの障害者福祉施設を設置運営している中で、市は直営による施設運営を行っている。 ・単独市費による突出したソフト事業を展開している。	■障害者福祉事業の総括 (1)評価区分 【改善】 (2)事業の方向性 ・津山市における障害者福祉施策の理念を明確にし、将来の福祉都市像を見据え、行政と地域住民との役割を見直すこと。 (3)説明・意見等 ・担当課任せでなく、津山市として福祉ビジョンを明確にし、目標を定めて計画的に公費を投入されたい。 ・法改正により障害者福祉は自立支援へ移行していることから、行政の役割を見直し直接的な事業運営から地域サポーターの育成支援など、地域住民やボランティア団体、民間活動等のコーディネーター役にシフトする必要がある。 ・市は、福祉施策体系において有機的なつながりを持つ事業推進を心がけ、一律ではなく本当に必要とする者に対応する事業運営を行うべきである。 ■障害福祉センター「神南備園」 (1)評価区分 【民営化】 (2)事業の方向性 ・地域の社会資源を活用し民営化を進めること。 (3)説明・意見等 ・津山市の社会資源である民間福祉事業者の活用を図り、直接的な施設運営から撤退すべきである。	(1)実施方針 ・障害者福祉施策は、障害者自立支援法の理念に基づき「障害者計画・障害福祉計画」を策定しており、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して施策の推進を図っていく。 (2)説明 ①障害者福祉施策全般 ・障害者自立支援法の理念に基づき「障害者計画・障害福祉計画」を策定し、計画に沿って障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして施策を推進している。 ・障害福祉サービスに係る自立支援給付等の体系を介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等、17の事業区分で行うことになっている。 ・自立支援協議会を設置し、当事者・家族の方の相談支援を核に、関係機関等と連携してボランティア養成、ホームヘルプースキルアップ研修等の施策を検討し推進して行く。 ②障害者福祉センター「神南備園」 ・独立採算が困難な施設であるため、指定管理者制度導入を検討する。 ・法改正により廃止された「経過的デイサービス」事業から「地域活動支援センターⅡ型」事業へ、平成21年4月より移行することを障害者施策推進協議会に諮り、県の事業認定を受け事業開始した。 ・H21年度は、事業認定規準をクリアするための利用者拡大に努め、「地域活動支援センターⅡ型施設」及び「障害者福祉センター」の両面から検討し、障害者施策推進協議会に指定管理者制度導入の可否を諮る。
			505, 302	①障害者福祉センター ・県内都市、類似団体とも未設置都市が多く、市内では民間事業者が類似施設を運営している。 ②障害児療育センター ・県内都市は未設置、類似団体では設置都市もある。 ・隣接市町村の対象者等から通所希望が根強い。 ③バリアフリー事業 ・県内都市は未実施、類似団体では1市のみ実施している。 ・岡山県は、条例制定後3ヵ年実施した後に廃止している。 ④他都市と比較して突出する単独事業等 ・移動支援事業（給油券、タクシー券、バス券の交付） ・福祉事業補助金（福祉作業所運営補助） ・日中一時支援事業（在宅障害者の施設一時預かり、デイサービス）		
			16. 6			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
4	障害福祉費 (障害福祉課) (健康増進課)				■障害児療育訓練事業 (1)評価区分 【改善】 (2)事業の方向性 ・県北の中心都市として広域行政対応も視野に入れ、事業充実を図ること。 (3)説明・意見等 ・発達障害児発生率の推計等から最優先されるべき事業と考えられる。しかし、市職員専門職の最大限の有効利用と効率的な事業運営を図るため広域圏の事業展開も視野に入れ、応分の市町村負担を求めることも検討すべきと考える。 ■障害者移動支援事業 (1)評価区分 【縮小】 (2)事業の方向性 ・事業効果等を検証し、目的を明確にして実施すべきである。 (3)説明・意見等 ・事業採択した時代背景や現在の地域社会において有効な手段として機能しているか等を検証し、目的と成果目標を明確にして実施すべきである。	③障害児療育訓練事業 ・多様化する将来ニーズに備え、効率的で安定した支援体制を確保するため、広域圏での事業展開も研究していく。 ・療育訓練を必要とする幼児は年々増加しており、本年度から受入れ単位を倍増し、同時に他町村からの受入れを制限しているが、既に飽和状態である。 ・H21年度以降、市内でも待機者の出現が必至と見られるが、特別支援巡回相談の実施や幼稚園、保育所（園）への障害児対応支援等により、療育訓練を効果的に生かす環境作りに取り組む。 ・なお、療育訓練は幼児期に止まらず、生涯に亘る支援を要するため、地域密着型の系統的支援に配慮する。 ④障害者移動支援事業 ・障害者移動支援については、サービス提供方法と提供量等の事業効果を検証し、より有効な支援事業とするよう見直しを行う。 ・なお、障害者の自立と社会参加を促進するため、移動手段が乏しい津山の交通環境に配慮する。

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
4	障害福祉費 (障害福祉課) (健康増進課)				■バリアフリー事業 (1)評価区分 【廃止】 (2)事業の方向性 ・必要性を検証すること。事業継続の際には、障害者にとって優先順位が高い施設に絞り、集中的に改善対応できる事業とされたい。 (3)説明・意見等 ・事業開始の時代背景、行政が実施する意義と達成状況等を検証し、事業の廃止を検討すること。 ・事業継続の際には、障害者にとって優先順位が高い施設に絞り、集中的に改善対応できる事業とする とともに、達成目標を設定して事業終結時期を明確にすること。 ■福祉作業所補助事業 (1)評価区分 【改善】 (2)事業の方向性 ・障害者の社会参加と自立支援を促進する事業として、他施策への影響や補完関係と事業効果を考慮し推進すること。 (3)説明・意見等 ・福祉作業所が担っている障害者に対する地域住民への理解促進機能は評価に値し、存在意義があるものと考えられる。作業所の廃止が他の施策による給付増を招く等の影響度を十分推計し、事業実施方針を立てることが必要と考える。 ・なお、小規模作業所に対する単独市費投入については、作業所の自主運営努力を促進する観点から見直しを要するものと考ええる。	⑤バリアフリー事業 ・民間施設改修への助成制度については、その効果を検証し、補助率や対象施設の再考等、抜本的に見直しを行う。 ⑥福祉作業所補助金 ・障害者の社会参加促進のため、小規模福祉作業所による支援は必要であると考えるが、補助内容については見直しを検討して行く。 ・障害者自立支援法の施行により、「訓練等給付」「就労移行支援」「就労継続支援」事業所に移行するようになっているが、条件が整わないために移行できない認定外の小規模福祉作業所がある。 ・一般就労に就くことができず、また、自立支援法による訓練等給付等を受けることが困難な障害者にとって、日々の生活の支援を受けながら、住み慣れた地域で働く体験をし、社会参加できる小規模福祉作業所は大きな支えとなっている。 ・障害者支援のため、小規模福祉作業所の安定運営に配慮する。

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
5	体育施設管理 運営費 (スポーツ課)	【目的】 津山市体育施設の効率的管理運営 【事務概要】 津山市体育施設の管理運営 (スポーツセンター・鶴山競技場・東部運動公園グラウンド・西部運動公園・西部小体育館・東部小体育館・福岡体育館・津山東武道場・加茂町スポーツセンター・阿波体育施設・勝北総合スポーツ公園・久米総合文化運動公園)	203,020	社会体育施設は、利用者の増加、施設種類・設備などのニーズの増加など、今後とも拡大・充実を図らなければならない。 第4次総合計画でも環境整備を行うこととしており、スポーツ振興都市宣言を行っている津山市の理念を推進するためにも施設設備の拡充は必要である。 また、スポーツ以外の利用が多い鶴山球技場については、引き続き他課への移管を検討する。施設の安全と利用者のニーズを満たす施設設備を積極的に進める方針である。 津山市体育施設の管理運営状況は、岡山県内9市平均と比較してみると、施設数（津山：36施設、9市平均：31施設）が多いにも関わらず、人員体制（津山市：合計7人、9市平均：合計9.5人）、一般財源投入額（津山市：97,666千円、9市平均：合計184,786千円）と共に低く、効率化できていると分析できる。	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ・類似施設の統廃合を進めるとともに、管理運営手法の見直しを図ること。 (3)説明・意見等 ・他部署が所管する類似施設を含め、利用状況の点検や配置の地域均衡化による統廃合を進めること。 ・利用実態に即して住民組織・利用者団体等による自主管理への移管や指定管理者の導入などにより、管理運営体制の見直しを図ること。 ・県施設の管理運営については可能な限り民間への業務委託を進め、効果効率的な施設運営により経費縮減を図ること。	(1)実施方針 ・平成21年度、津山市の体育施設管理運営のあり方を研究する。 (2)説明 ・津山市のスポーツ振興の特色や地域性、利用実態を勘案し、市民に最もふさわしい体育施設の管理運営のあり方を研究し、スポーツ振興審議会へ諮問する。 ・鶴山球技場については、その利用状況及び施設の実態を勘案し、スポーツ施設の廃止を含めて施設のあり方を審議会へ諮る。 ・県施設の管理については、効果効率的な施設運営に努めると共に、大規模修繕以外の全ての管理運営費を市が負担する県・市協定について、関係市町村と連携の上、県へ見直しを要望していく。
			140,166			
			7.0			
6	乳幼児医療費 (こども課)	【目的】 乳幼児（出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児）に係る医療費の一部を公費支給することにより、乳幼児の健康保持・増進に寄与するとともに、児童福祉の向上に資する。 【事務概要】 制度対象児が、医療保険各法に基づき医療機関等で診療を受けた場合に、保険診療分の自己負担額を公費で負担する。	313,121	制度対象者は年々増加傾向にあり、県内他市町村においても市費等の上乗せによる助成対象年齢の拡大（小学校卒業もしくは中学校卒業まで）が広く行われており、市町村間での格差が生じていることから、制度内容の拡充について検討を図る必要がある。 本事業は、岡山県乳幼児医療費補助金交付要綱に基づき実施している事業であり、県においても助成対象年齢の拡大など制度拡充が予定されていることから、これらの動向を踏まえて検討を進める方針でいる。 また、対象年齢を拡大した場合、子育て世帯への負担軽減において効果が期待される半面、将来にわたる継続的な市費対応が必要となること、医療機関における安易な受診増による地域医療への影響が懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えている。	(1)評価区分 【拡大・充実】 (2)事務事業の方向性 ・少子化時代の重要施策であるが、制度の弊害を十分配慮し、制度の拡大・充実を図ること。 (3)説明・意見等 ・乳幼児医療費無料化の少子化対策効果を検証し、将来への先行投資として定住人口を増加させ、地域活性化等につながる明確なビジョンの下に推進する必要がある。 ・自己負担の無料化がコンビニ受診を誘引していると考えられ、多受診・過受診により真に必要な患者の受診を妨げるなどの弊害を発生させ、あるいは、公費支出拡大を増長させる懸念が生じている。この無料化の弊害については、医療費総額、所得、対象年齢、通院・入院の区分等により助成方法に差を設けるなどの工夫とともに、親の教育や保健指導の取り組みと連携した受診モラルの啓発が必要である。	(1)実施方針 ・事業拡大を検討中である岡山県の実施方針を踏まえ、拡大充実を図っていく。 (2)説明 ・岡山県において、未就学児から小学校卒業までの給付年齢の拡大が検討されており、その状況を踏まえ充実を図っていく。 ・なお、自己負担額の無料化策と多受診、過受診の関連性及び少子化対策効果等について検証していく。
			204,703			
			1.0			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
7	保育所運営費 (こども課)	【目的】 保護者が労働に従事するなど、その児童の監護ができない場合に、保護者に代わって児童を保育する。 【事業概要】 ①市立保育所の管理・運営 ②民間保育所における保育の実施に要する保育費用の支払い ③保育所への入所、保育料の賦課・徴収 ④特別保育の実施 【その他】 ・入所定員数：2,940名 ・入所園児数：2,895名 ・充足率：98.5%	2,784,607	【保育所関係】 ・公立8園、私立23園が混在し、就園児の充足率も高い状況にある。 ・昨年度、「あり方委員会」が園の統廃合や民営化を中心とする結論を出している。 【幼稚園関係】 ・就園児が定数を大幅に下回っており、全体的に極めて不効率な運営状況にある。 ・全園児数、クラス園児数とも10名未満の幼稚園が存在している。 ・昨年度、「あり方委員会」がクラスの園児数や全園児数の適正規模、中学校区を基本とした施設配置、3年保育の段階的实施、預かり保育の再検討、特別支援教育推進充実など、一定の方向性を示している。 【全般】 ・平成20年度は機構改革により保育所と幼稚園の所管が統一され、「幼児教育検討委員会」を設置して保育行政、幼児教育の方向性を模索している。	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ①就学前教育については津山市の教育理念を明確にし、行政効率を論議すべきである。 ②保育園・幼稚園の運営については、現状の設置状況に適合させる利用促進策等の改善手法は慎重、保護者ニーズにあわせた事業運営や利便性の高い地域への再配置等を考えるべきである。 (3)説明・意見等 ①担当課へ全権委任せず、津山市として、幼保一元化や認定子ども園、集団教育の重要性等、前提となるべき教育理念を政策決定し、その範疇で事業効率の追求や施設配置の再編等を論議すべきである。 なお、10名以下の幼稚園は、効率性のみならず教育的見地からも問題であり、早急に解消すべきである。 ②幼稚園不要論や就園率低下による統廃合が論議されがちであるが、私立幼稚園と公立幼稚園の充足率に大きな隔たりがあり、公立幼稚園の努力不足が懸念される。幼稚園・保育園の機能役割は統合基調にあり、現存施設の有効活用を図る改善ではなく、乳幼児のいる家庭の生活実態や保護者等の子育て支援ニーズをしっかりと把握して事業運営方針を策定すべきである。そして、保育園・幼稚園の役割分担を見据え、通勤・通園等の利便性を勘案し、適切な地域への施設配置が行われることを望むものである。	(1)実施方針 ・外部評価委員会の指摘事項については、津山市幼児教育検討委員会を設置して方針を決定する。 (2)説明 ・同委員会は、平成20年2月、公立保育所・民間保育園・公立幼稚園・私立幼稚園の関係者、学識経験者、行政関係者により発足した。 ・市は幼児教育のあり方について諮問し、この中では、幼児教育の理念を明確にし、保育所の待機児童解消に向けた取り組みや公立幼稚園の再編について論議した。 ・平成20年11月には津山市の幼児教育の理念を盛り込んだ中間報告がなされ、21年3月にこれからの津山市の幼児教育のあり方についての答申を得た。 ・この後、検討委員会の答申を踏まえて実施計画を策定し、計画案をパブリックコメントに付すなど、市民に広く意見聴取を行ったうえ、平成21年度中に全庁的な政策決定を経て推進する。
			917,433			
			106.9			
8	公立幼稚園管理運営費 (こども課)	【目的】 ・市立幼稚園14園における幼児の発達段階や幼稚園毎の特性や地域性に応じて編成した教育課程を達成する。 【事業概要】 ・幼稚園の教育活動のために使用する消耗品、光熱水費、備品整備等の経常経費の支払、事業用の備品等の整備や建物・施設の修繕を行うものであり、幼稚園教諭、嘱託園長の人件費を含む。 【その他】 ・入所定員数：2,175名 ・入所園児数：941名 ・充足率：43.3%	367,248			
			279,016			
			55.8			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
9	健康増進事業 (健康増進課)	【目的】 健康増進法（旧老人保健法）に基づき、健康教育・健康相談及び各種健康診査等を充実し、健康づくりを推進する。 【事務概要】 ・健康診査（基本健診、節目健診、がん検診） ・健康教育・健康相談 ・訪問指導事業等	328,385	平成20年度からは、国の医療制度改革が行われ、生活習慣病有病者・予備軍を減少させ、医療費の伸びの適正化を図るために、医療保険者に対して健診・保健指導の実施が義務付けられた。この結果、今まで行政が実施していた基本健康診査は、国保、社保などの保険者が実施することとなった。また、基本健康診査とあわせて実施していた各種がん検診が分離され、住民が混乱し、がん検診全体の受診率が低下した。 75歳以上の後期高齢者についても、高齢者医療確保法に基づいた保険者の実施となったが、岡山県は市町村の実施となっている。生活保護世帯については市町村の実施である。 また、各種がん検診については、今までと同様に市町村の努力義務としての実施が位置づけられている。	(1) 評価区分 【改善】 (2) 事務事業の方向性 ①健康づくりは、地域主体という明確なビジョンのもとに取り組むこと。 ②がん検診については費用対効果を検証し、目標率を設定して効果的な事業推進を図ること。 (3) 説明・意見等 ①「健康と福祉のまちづくり事業」については、発足後15年が経過しているので、地域住民が自主的に健康づくりを行うためにも、そろそろ行政支援をやめて自立を促すべきである。 ・地域住民への啓発事業や検診事業は、マンネリ化しやすいので見直しを行ない、工夫を講じること。 ・地域への委託事業の実施結果を評価し、また、ステップアップを求める仕組みを検討すること。 ②がん検診の受診率や再発率などを分析し、医療費削減効果等を検証する仕組みを講じること。 ・がんの種類ごとに検診成果を分析し、リスクの高い年齢層への助成に絞るなど、研究を行うこと。 ・検診受診率が上昇すれば医療費の市費負担は増加するため、受診率向上の取り組みから「自分の健康は自分で守る」という意識啓発事業に転換すること。 ・他都市を参考に、検診業務委託の対象機関を見直し、より安価な委託契約の締結や、あるいは、医師会との検診単価引下げについて協議を行うこと。	(1) 実施方針 各種検診や啓発事業等の効果を検証し、市民主体の健康づくり事業を推進する。 (2) 説明 ①健康と福祉のまちづくり事業 ・市民の健康と福祉のまちづくり事業については、健診勧奨や献血などの各種啓発活動や、健康まっりの開催、独居老人訪問による見回りなど、市民の福祉向上やコミュニティ育成につながる事業を行っており、当事業は当面継続していく。 ・現行の包括的な委託事業を、各支部が実情にあった内容ごとに受託する「メニュー方式」などを検討し、委託料の適正化を図る。 ・当推進会議構成4団体への委託事業については、他部署の協働事業等との重複を避けるため、全庁的な見直しを図っていく。 ②がん検診 ・がんの早期発見・早期治療は、患者のQOLを大きく変化させる。今後、具体的な医療費効果を示すことや、がん検診ごとの検診成果を数値化することで、がん検診の検証を行う。 ・また、市民には、新聞やHP、広報紙等でがん予防と検診受診の啓発を行う。 ・検診単価も、診療報酬や他市の状況をみながら、関係機関と協議し見直しを行う。 ・集団健診は、個別健診より経費的なメリットがあるが、受診の減少傾向がある中、実施状況や住民意向等を踏まえて検討していく。
			273,622	高齢化等による医療費の伸びの適正化を図るためには、生活習慣病の予防・がんの早期発見は重要課題であり、事業の継続は必須である。 健康教育、健康相談、訪問指導事業などの保健事業については、住民のニーズが多様化しており、関係機関・団体等と連携した活動の一層の充実が必要と考え、連合町内会等、市民活動の中核を担う4団体で「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」を設置し、地域のネットワークづくりを目指す津山市の特徴的な施策として、連携して啓発活動や実践活動に取り組んでいる。		
			11.6			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
10	食肉処理センター管理運営費 (農業振興課)	【設置目的】 ・県北で唯一の食肉処理施設である津山市食肉処理センターを管理・運営することにより、地域の畜産振興の向上を図るとともに、安全で安心な食肉の流通に寄与する。 【事業概要】 ・津山市食肉処理センターの管理運営業務に係る、（社）津山食肉処理公社への委託。 ・廃棄物焼却炉のダイオキシン調査委託。 ・処理能力 大動物(牛) 47頭／日 小動物(豚) 50頭／日 ・稼働率 大動物(牛) 約44% 小動物(豚) 約 3%	212,301	・年間に牛約5,000頭を処理しているが、現在、持ち込み比率は、県内産が48%(うち市内が6.8%)であり、施設の稼働率は44%となっている。 ・市内の和牛は、子牛のうちに売却する繁殖経営が主体。肥育農家もあるが、大半が他のと畜場に搬入されている。したがって、市内畜産農家の利用は乳用廃用牛等が中心となっている。 ・昭和54年4月、全面改修を実施した当時は、牛の市が津山口にあり、県北畜産振興と環境衛生の保全を目的として地元業者による地元牛の利用がほとんどであった。 ・施設の老朽化(30年)と市費負担(2億円、うち1億円が起債償還)が課題となっている。 ・本市の使用料は他都市と比べて高いとは言えないが、H19年度に改定(冷蔵庫使用料の値上げ等)を行っている。 ・県内3箇所ある「と畜場」のうち2番目の規模(岡山県営は年間8,000頭、井原市は週に1～2頭程度)である。 ・他都市の状況は、多数の施設が老朽化し、市費負担が大きく、廃止も含めた見直しを進めている。	(1)評価区分 【廃止】 (2)事務事業の方向性 ・畜産農家の減少や施設の利用状況等から勘案し、市が施設運営を実施する意義は乏しくなったものと考えられるため、市施設としては廃止すること。 (3)説明・意見等 ・津山産牛のブランド化や畜産農家の育成支援等を目的とする肉用牛生産振興計画が策定されている。 ・この計画の趣旨に沿って当該施設は設置されているが、現状は設置趣旨と程遠いものとなっている。 ・畜産農家の減少や地域環境の変化等を勘案すれば、当該施設を市の施設として存続する必要性が認められないため、廃止が妥当と考えられる。 ・なお、廃止に当たっては、地域経済への波及等を十分に検証し、津山市の食文化や産業振興への悪影響を軽減するため、代替案を示すなど市民理解に努められたい。	(1)実施方針 ・施設のあり方を検証する外部委員による検討委員会を設置し、検証結果を基に平成22年度末までに方針を決定する。 (2)説明 ・施設の設置経緯や利用状況、地域経済への影響等から、施設の廃止については慎重な検討を要する。 ・産業振興や地域経済への貢献度など、投資効果を検証し、さらに運営形態の精査等を実施した上で、市施設としての廃止も含めて行政の役割の見直しを行ない、方針を決定する。
			187,780			
			0.1			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
11	道路新設改良 事業 (土木課)	【目的】 日常生活の利便性と安全性を確保するため、生活道路の効率的、計画的な整備に努める。 【事務概要】 市民生活に欠かせない幹線道路・生活道路を拡幅整備することにより、人にやさしい道づくりを推進する。	1,669,018	計画的な事業推進、コスト縮減を考慮した事業展開に努めているため現状のまま継続する。特にコスト縮減については、20,000千円以上を部内幹部で協議しているが、他都市においては、3,000千円以上としている例もあるので、今後検討したい。また、設計・施工段階において、国・県工事等との土量流用計画を検討し、資源の有効活用を図りたい。	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ・事業採択基準を明らかにし、公表すること。 (3)説明・意見等 ・事業要望が予算枠を上回ることは必至であることから、事業採択基準、事業採択の経緯等を公表し、説明責任を果たすこと。	(1)実施方針 ・平成21年度、研究部会を設置し採択基準等を検討する。 (2)説明 ・他都市の状況を調査するとともに、平成21年度に研究部会を設置し検討していく。
			401,976			
			10.2			
12	道路維持管理費 (土木課)	【目的・事務概要】 緊急的な道路修繕と計画的道路維持・修繕により、安全で安心な生活道路を確保する。	217,944	高齢化が進むインフラを戦略的に管理し、早期維持管理による延命化が結果的にはトータルコスト縮減につながるため、今後も事業の拡大を図る。民間委託できる管理作業については、さらに研究していく。	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ①維持補修管理基準の明確化とともに、市道認定基準を見直し、透明化を図ること。 ②アセットマネジメントの概念を導入して、最も費用対効果の高い維持管理を図るとともに市道の安心・安全対策に努めること。 (3)説明・意見等 ①維持補修の管理基準を公表し、住民等からの過度の要望を抑制すること。また、市道認定基準の見直しや受益者等との協働による維持管理など新たな維持管理体制を検討すること。 ②少ない経費で最も高い道路維持管理を追求するため、道路施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握する仕組みを構築し、施設の長命化に期する適切な維持補修に努めることにより事業費縮減を図ること。	(1)実施方針 ・平成21年度、市道認定基準を検証するとともに、重要道路施設の長寿命化や受益者との協働管理等について検討していく。 (2)説明 ・市道認定については、内規として定めている基準を公表に向けて改めて検証する。 ・簡易な補修などの施設管理については、住民協働の手法を研究する。 ・橋梁については、長寿命化のため調査に着手したところであるが、資産価値の高い構造物についてはアセットマネジメントの考え方を取り入れて、ライフサイクルコストの縮減を図る。 ※「アセットマネジメント」とは 資産を効率よく管理・運用する手法。公共施設を資産として捉え、その資産の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的制約の下で、最適な対策を決定する手法。
			217,944			
			2.5			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
13	公園管理運営費 (公園緑地課)	【目的】 市の公園について、利用者が安らぎと潤いを感じる空間を提供し、安全安心にかつ快適に利用できるよう、管理運営していくもの。 【事務概要】 66施設の清掃、修繕、更新、植栽の管理、施設利用の受入を行い利用者が安全安心かつ快適に利用できるよう管理運営するもの	173,866	社会情勢の変化に対応しながら、公園施設の更新や新設を行う必要がある。一定程度の管理水準を保っていく必要がある。 将来においては、少子高齢社会への対応が求められる。 更新や新設に当たっては、誰もが利用し易い「ユニバーサルデザイン」へ進める必要がある	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ・公園の必要性や機能について抜本的な見直しを行ない、整理・統合を進めること。 (3)説明・意見等 ・津山市は緑が多い都市として、公園施設の役割や必要性を十分勘案した公園ビジョンを持ち、利用率の少ない公園や類似施設の統廃合を進めること。また、地域の配置バランスには十分配慮すること。 ・他都市に比較して公園管理経費が多い原因を究明するとともに、NPO団体や町内会等へ管理主体の移管をさらに進める等、管理コストの縮減対策を講じること。 ・神楽尾公園については、交通公園としての役割は終了したものと考えられるため、機能廃止による管理運営経費の縮減を図ること。 ・寄附用地や遊休地において、暫定的な活用策として管理している公園については、設置意義を充分検証し、必要性が乏しいものは廃止すること。	(1)実施方針 ・公園管理基準等を整備し、必要性等の見直しを進める。 (2)説明 ・「公園施設検討会議」を設置し、平成21年度中に類型別の公園管理基準を整備するとともに、公園ごとの必要性や機能等を点検し、整理・統合方針を策定する。
			141,549			
			2.2			
14	グリーンヒルズ津山管理運営費 (公園緑地課)	【設置目的】 ・県北地域の都市型レジャーの拠点施設として整備したもの。 ・自然とのふれあいや多彩な交流活動を楽しみ、心身ともにリフレッシュし、アミューズメントにあふれた時間と場所の提供をするもの。 【事業概要】 ・公園面積28haの公園施設と、アミューズメントにあふれたガラスハウス、多彩な交流活動や広域交流が行えるリージョンセンターの管理運営を行うもの。 【利用状況】 ・ガラスハウス 143,356名 ・リージョンセンター 60,987名	287,062	・県施設で指定管理を受けており管理運営費約1億6千万円程度が持ち出しとなっている。 ・平成20年5月、県は財政危機宣言を行い、本施設を廃止し、津山市または民間へ譲渡する方針(案)を示した。	(1)評価区分 【保留】 (2)事務事業の方向性 ・岡山県による県有施設の見直し対象施設であり、県の方針決定時期と本委員会の協議時期が重なるため、委員会としての方向性は示さない。 ・しかし、県協議においては、市は将来を見据えた基本姿勢をもって交渉するよう求める。 (3)説明・意見等 ・当該施設は県有施設であるため、県が実施責任を持つのが大原則であり、津山市に責任転嫁や大きな費用負担を負わせるべきではない。 ・管理運営については大部分が津山市民の税金で運営されていることを十分認識し、議会も一体となり、津山市としての限界点を決めて岡山県との協議交渉に当たること。	(1)実施方針 ・「公園部分は市が引き継ぐが、ガラスハウスは市単独での維持管理は困難」という基本方針で岡山県と協議していく。 (2)説明 ・岡山県財政危機宣言に伴う県有施設の見直し方針により、県施設としては平成21年度末を持って廃止する最終方針が決定されたが、次の方針で県と協議していく。 ①公園部分については、市街地近郊の貴重な憩いの空間を市民に提供することから取得する。 ②ガラスハウスについては維持管理費等の負担が大きく、将来的に市財政を圧迫する懸念があるため、閉鎖も止むを得ない状況である。しかし、収支の改善策として収入増の方策と維持管理コストの縮減策等の研究により、存続の可能性についても検証して結論を出すものとする。
			184,413			
			0.8			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
15	公共下水道事業 (下水道課)	【目的】 公共下水道の普及促進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全。 【事務概要】 下水道の普及促進に向けての啓蒙。受益者負担金事務、下水道使用料の徴収事務。下水道排水設備指定工事店事務。下水道施設の適正管理事務。公共下水道の建設事務。	7,949,408	(公共下水道事業計画) 岡山県污水处理計画の見直しの時期である平成21年度に全体計画を再検討する。再検討の方向性としては、公共下水道計画を縮小し、合併処理浄化槽で対応する区域を拡大する。地域の特性等を総合的に考慮し、効率的な污水处理を図るものである。 (民間委託) 施設管理等については、既に相当部分を民間委託している。しかし、津山浄化センターについては、平成3年3月の稼動開始から17年を経過しており機器の更新の時期に入っている。補助金との関連もあるが平成20年度以降、機器の更新を実施していく。休止が許されない施設であるため、直営による監視体制は必須と考える。	(1)評価区分 【縮小】 (2)事務事業の方向性 ①津山市の将来人口推計に沿った効率的な污水处理の実現を目指し、公共下水道区域を大胆に縮小するなど、污水处理計画を総合的に見直すこと。 ②下水道事業を効率的に推進するため、工事契約の透明化・適正化に努めること。 (3)説明・意見等 ①各地域の将来人口推計等に基づき現計画を早急に見直し、国の見直し指針に囚われることなく津山市の実情を勘案し、農村集落排水事業の見直し、公共下水道計画区域の縮小と合併処理浄化槽方式の助成エリア拡大等、最も効率的かつ将来負担の少ない事業手法の選択等による新計画を策定すること。 ②少ない経費で迅速な下水道事業の推進を図るため、工事設計の積算に当たっては国規準に囚われず、地域の実情に見合った適正単価での発注に努め、かつ、随意契約を極力排除して競争原理を導入した契約に努めること。	(1)実施方針 ①平成21年度中に、岡山県污水处理計画の改訂に併せて市全体計画を見直す。 ②公共下水道建設費のコスト縮減に努める。 (2)説明 ①下水道計画の見直し ・見直しの方向としては、公共下水道計画を縮小し、合併処理浄化槽で対応する区域を拡大する。 ・地域の特性等を総合的に考慮し、効率的な污水处理を図る。 ②コスト適正化等の状況 ・下水道工事の積算については、国基準に対して地域格差の補正を行い、かつ、内部的なコスト縮減対策を講じて縮減に努めている。 ・工事発注における競争性の確保については、審査を行う組織を設置し、津山市契約規則に基づく適正処理に努めている。
			1,995,000			
			24.0			
16	簡易水道事業 (業務課)	【目的】 清浄で豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること。 【事務概要】 水源及び水質の安定また管路の整備、併せて施設の集中監視システムを整備し、安定供給を図るもの。	659,407	《現状》 ・補助事業により、施設の基幹改良、遠隔監視装置など一定の施設改良は、図られたが、維持管理施設数が多いこと、施設規模が上水道と比較して脆弱なことから施設異常時の迅速な対応が要求されること。 ・過疎地域のため、少子高齢化による人口減少に伴う給水量が低下していることから、厳しい運営が予想されること。 《課題》 ・給水効率が悪いことから、上水道と比較して維持管理経費が高くなること。 ・使用料による事業運営が困難であること。(施設整備に要した起債償還を含めて) ・国の方針により平成29年度からの上水道との事業統合が示されたことから、民間委託の導入等による維持管理経費の削減が求められていること。	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ・上水道との統合を見据え、企業会計理念に基づいた営業収支の改善・向上を図ること。 (3)説明・意見等 ・近い将来に統合される上水道・簡易水道事業間の調整を視野に、営業収支比率の改善・向上を最優先し、民間委託等の積極的な導入推進による経営効率の向上とともに、水道料金回収率を高めること。 ・料金体系を見直し、上水道の料金体系との格差是正に取り組むこと。	(1)実施方針 ・国の方針に沿って、上水道事業への経営統合を進める。 (2)説明 ・平成29年度の上水道事業への経営統合を実現するため、企業経営理念に基づいた改善を進める。 ・経営効率及び営業収支比率の改善等の観点から、平成21年度中に上水道事業と併せて民間委託導入の業務範囲を決定する。 ・料金形態については、上水道事業への統合時期を視野に、段階的な格差是正に取り組む。
			659,407			
			4.0			

平成20年度 事務事業再点検外部評価結果並びに津山市事務事業実施方針

※ 事業費については平成19年度実績値（単位：千円）

NO	事業名 担当課名	事務事業の概要	総事業費	現状と課題	外部評価の結果 及び付帯意見等	津山市事務事業実施方針
			一般財源額			
			職員数(人)			
17	小学校管理運営費 (教育総務課) (学校給食課)	【目的】 津山市立小学校28校における児童の発達段階や学校ごとの特性や地域性に応じて編成した教育課程を達成するため 【事務概要】 津山市立小学校28校において、教育活動のための経常経費の執行、備品の整備や単独調理校の給食の提供及び建物・施設の修繕を行う	1,257,121	小学校管理運営のための多岐にわたる事業であり、経常経費の節減努力はしているが、施設の老朽化等により修繕必要箇所が増大しており、学校要望に応えきれていない。教育環境の整備と安全・安心の学校づくりのため、常に事業の見直しをしながら、引き続き効率的な事業に取り組んでいく必要がある。 校務員については、一部の業務を民間委託するなどして人員の削減を図っている。	(1)評価区分 【改善】 (2)事務事業の方向性 ①学校施設管理の長期ビジョンを策定し、統廃合や計画的な修繕等の実施によりコスト縮減に取り組むこと。 ②学校給食については、さらなる効率的運営手法を検討し、コスト縮減を図ること。 ③学校校務員・給食調理員等については、配置・待遇等を見直すこと (3)説明・意見等 ①学校施設管理 ・将来的な学校配置がどうあるべきかについては、修繕計画とも関わる根本的な問題である。将来人口推計等に基づく学校施設の統廃合など長期ビジョンを持ち、施設の延命化に資する計画的な修繕対応を行うこと。 ②学校給食 ・給食センター方式採用による学校給食提供のメリットが十分活用できていない。 先進他都市の事例を研究し、民間委託の導入による職員削減や経費節減効果を公表するなど、市民への説明責任を果たすこと。 ・食材の調達手法を見直し、調達単価の適正化と調達手法の透明性を図ること。 ③学校校務員・給食調理員等 ・学校校務員及び給食調理員にかかる業務は、民間で担える業務であることから、さらに民間委託を進めること。 ・給食調理員の給与体系について、年間の業務時間等、労働実態に適合したものに是正すること。 ・学校図書館司書については勤務実態を検証し、配置の必要性を抜本的に見直すこと。	(1)実施方針 ・平成21年度中に、学校施設の管理運営方針等を策定し、長期的視点でコスト縮減を図る。 (2)説明 ①学校施設管理 ・平成21年3月に提出された「津山市立小中学校の適正規模・適正配置検討懇談会」の意見書を踏まえ、学校の適正規模や適正配置について、平成21年度中に教育委員会で管理運営方針を策定する。 ・これに基づき、計画的な耐震補強工事や大規模改修を進め、長期的な視点でコスト縮減を図る。 ②学校給食 ・学校給食については、平成20年9月に新設したセンターに民間委託を導入し、職員削減や経費節減を図っている。 ・給食センターの運営については、学校給食の特殊性を保ちながら、必要物品の統一購入や職員の効果的な配置など、効率的な運営手法を検討していく。 ・給食食材は保護者負担であるが、調達については委託先を指導し、さらに調達単価の見直しを図るとともに調達手法の透明化に努める。 ③学校校務員・給食調理員等 ・学校校務員、給食調理員、図書館司書等の勤務実態等については、今後検証し、経費縮減を図っていく。
			1,253,380			
			88.8			
18	中学校管理運営費 (教育総務課) (学校給食課)	【目的】 津山市立中学校8校における生徒の発達段階や学校ごとの特性や地域性に応じて編成した教育課程を達成するため 【事務概要】 津山市立中学校8校において、教育課活動のための経常経費の執行、備品の整備や建物・施設の修繕を行う	295,042	中学校管理運営のための多岐にわたる事業であり、経常経費の節減努力はしているが、施設の老朽化等により修繕必要箇所が増大しており、学校要望に応えきれていない。教育環境の整備と安全・安心の学校づくりのため、常に事業の見直しをしながら、引き続き効率的な事業に取り組んでいく必要がある。 校務員については、一部の業務を民間委託するなどして人員の削減を図っている。 また、平成20年度より旧津山地域の5中学校と7小学校の学校給食については、戸島食育センターで調理を開始したが、給食調理と配送については、民間委託とした。		
			279,148			
			16.3			